

浜松市規則第 1 2 号

浜松市公印規則の一部を改正する規則

浜松市公印規則（昭和 2 8 年浜松市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後							
別表（第 3 条関係）							別表（第 3 条関係）							
一般公印							一般公印							
本庁等							本庁等							
名称	ひな がた	規 格	書 体	使用区分	管 守 者	個 数	名称	ひな がた	規 格	書 体	使用区分	管 守 者	個 数	
(略)							(略)							
出納 員印	7	方 18	れ い 書	出納員名 をもって する文書	出納員	200	出納 員印	7	方 18	れ い 書	出納員名 をもって する文書	出納員	199	
(略)							(略)							
区役所（略）							区役所（略）							
専用公印							専用公印							
本庁等							本庁等							
名称	ひな がた	規 格	書 体	使用区分	管 守 者	個 数	名称	ひな がた	規 格	書 体	使用区分	管 守 者	個 数	
専 用 市 長 印	1	方 18	古 印 体	(略)			(略)	専 用 市 長 印	1	方 18	古 印 体	(略)		(略)
				障害保健 福祉課事 務で市長 名をもっ てする文 書	障 害 保 健 福 祉 課長	(略)						障害者政 策課事務 で市長名 をもって する文書	障 害 者 政 策 課 長	
				障害者更 生相談所 事務で市 長名をも ってする 文書	(略)							障害者支 援課事務 で市長名 をもって する文書	障 害 者 支 援 課 長	
				(略)	(略)	障害者更 生相談所 事務で市 長名をも ってする 文書						(略)	障害者更 生相談所 事務で市 長名をも ってする 文書	
(略)							(略)							

				産業振興課事務又は労働政策課事務で市長をもつてする文書	(略)
				(略)	(略)
		方	8	(略)	(略)
(略)					

				産業振興課事務、またちなか政策課事務又は労働政策課事務で市長をもつてする文書	(略)
				(略)	(略)
		方	8	(略)	(略)
(略)					

区役所

名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
専市長印	1	方	古印体	(略)		
				個人番号カード及び住民基本台帳カード記載用	区民生課長	8
				個人番号カード記載用	行政センター所長	8
				個人番号カード記載用	市民サービスセンター(北浜南部、浜名、赤佐及び龍山北市民サービスセンターを除く。)の支所長	39
表彰専用市長印	4	方	てん書	区役所(中央区役所を除く。)事務で市長名をもつてする文書(表彰状、感謝状、賞状等に限る。)	区振興課長(中央区役所区振興課長を除く。)	2

区役所

名称	ひながた	規格	書体	使用区分	管守者	個数
専市長印	1	方	古印体	(略)		
				個人番号カード記載用	区民生課長	8
				個人番号カード記載用	行政センター所長	8
				個人番号カード記載用	市民サービスセンター(北浜南部、浜名、赤佐及び龍山北市民サービスセンターを除く。)の支所長	39
表彰専用市長印	4	方	てん書	表彰状、感謝状、賞状等で市長名をもつてする文書	区振興課長(中央区役所区振興課長を除く。)	2

			行政センター事務 で市長名 をもって する文書 (表彰状、 感謝状、賞 状等に限 る。)	行政セ ンター 所長	4					行政セ ンター 所長	4
(略)						(略)					
ひながた (略)						ひながた (略)					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、令和8年度組織改正等に伴う規定の整備その他所要の整備を行うものです。